

TAC建築士講座 無料公開セミナー
大幅リニューアル！
2023年合格目標 一級建築士 学科対策ガイダンス

～これからの一級学科は10月下旬スタートで無理なく対策～

TAC新宿校 井澤 真悟

I 2022年一級建築士学科本試験の総括

1. TACの合格推定点
2. 講評

II 2023年合格目標 一級学科対策リニューアルの概要

1. 大幅リニューアルの目的・新カリキュラムでの対策
2. 総合学科本科生（10月下旬から）
3. 学科本科生（1月から）
4. 上級学科本科生（3月から）

III 合格への道

I. 2022 年一級建築士学科本試験の総括

1. TACの合格推定点

■総得点

90 点

■科目基準点

各科目過半（計画 11 点、環境 11 点、法規 16 点、構造 16 点、施工 13 点）

（注）7/25(月)15：30 に、構造 No. 17 の解答番号を 3 から 1 に訂正しました。

2. 講 評

計画が昨年よりもかなり易しくなり、構造がやや難しい、施工が難しいことを総合すると、全体として標準的な難易度であることから、総得点は 90 点を TAC の合格推定点とします。

- ・計画 易しい
- ・環境・設備 例年どおり
- ・法規 例年どおり
- ・構造 やや難しい
- ・施工 難しい

以下、各科目の特徴などを説明します。

（1）計 画

- ・難しかった昨年の反動からでしょう、標準的な難易度に戻りました。
- ・実例建築物の出題が昨年の 8 問から 5 問に大幅に減り、その全てに過去問が含まれていたこと、新規問題もミレニアムドーム 2000 (No. 3)、プルーイト・アイゴー (No. 7)、国際子ども図書館 (No. 17) など著名な建築がふくまれていたことが、易しくなった理由と言えます。
- ・**環境配慮** (No. 1 カーボンニュートラル)、**木材等** (No. 5)、**木造の屋外階段等の防**
腐措置 (No. 5)、**防犯計画** (No. 7)、**高齢者等への配慮** (No. 9、12、16)、**住宅セ**
ーフティネット制度 (No. 12) など、極めて教育的、啓蒙的な出題であったと思いま
- す。この出題傾向は**今後も続く重要なテーマ**と思われます。
- ・新規問題の道後温泉 (No. 11 肢 1) は TAC 公開模試 No. 16 の解答肢です！「歴史地区の保存と歩行者ネットワーク」の点で注目されているため出題が予想されたのです。

（2）環境・設備

- ・環境・設備は、例年どおりの難易度でした。

- ・次のような**過去問の応用**が印象的です。過去問を正しく理解することの重要性が分かります。
- ①**過去の誤りの記述が正しい記述**として出題された例として、日照図表 (No. 1)。
- ②カラレーション (No. 9 肢 1) は**過去問の「音色の変化」を「音の高さの変化」**にした誤り。
- ③**ひっかけ問題**とも言えるような A P F の定義の分母と分子の逆転 (No. 19)。
- ・かなり古い**過去からの出題**である立体角投射率 (No. 7)、床衝撃音遮断性能に関する等級・空気音遮断性能に関する等級 (No. 10)、クリーンルームの空気清浄度 (No. 13)、配線用図記号 (No. 16) も目立ちました。
- ・新規問題の**ブーミング現象** (No. 1 肢 3) は T A C 公開模試 No. 9 の解答肢です！
- ・新規問題の**潜熱回収型ガス給湯機** (No. 15 肢 1) は T A C 公開模試 No. 14 ほぼそのままの出題です！
- ・新規問題の **NearlyZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented** は直前演習でも講義でも扱いましたね！

(3) 法 規

- ・法規は、例年どおりの難易度でした。
- ・次のような**新しい出題形式**が印象的です。**より実務に近い出題形式**と言えます。
- ①No. 23 (建築士法による義務付けの対象等)・・・解答肢 2 について、一級・二級・木造建築士の定期講習の受講義務は、建築士事務所に属する場合に限られることを暗記で対応して欲しかったところです。
- ②No. 28 (窓の寸法等から法適合を判断する問題)・・・排煙上の無窓居室 (床面積の 1/50 未満) に該当するため、ハの記述が誤りであることが分かったと、解答肢が 2 のみに絞れました。
- ・No. 1 は、平成 24 年にも出題されている、面積、高さ、階数についての良問です。これも、より実務に近い出題形式と言えます。
- ・No. 2 肢 4 は、木造の屋外階段等の防腐措置に関連する時事的な出題と言えます。
- ・No. 17 の容積率、No. 18 の高さの最高限度の計算問題は標準的な難易度ですので、確実に得点したいところです。
- ・No. 22 肢 4 は、二級・木造建築士として 3 年以上の所定の業務に従事した後、管理建築士となっていれば、一級建築士を取得してすぐに一級建築士事務所の管理建築士になれるという内容です。

(4) 構 造

- ・次のような点から、やや難しい問題でした。
- ・力学の問題では次のように**過去問を応用させた問題**が出題され、過去問の正しい理解が問われています。

①No. 1（垂直応力度分布から圧縮軸力、曲げモーメントを求める問題）は、複数出題されている過去問では切りよく（たまたま）フランジが曲げモーメント、ウェブが圧縮軸力のように分かれていたものが、今年は設問図－1の縦部材（高さ6a部分）にも一部曲げモーメント負担分が生じているという点で、難度が上がっています。

②No. 7（ラーメンの固有周期）は、複数出題されている過去問では1スパンであったものが、今年は2スパンの建築物Bも含まれているという点で、難度が上がっています。

・No.15とNo.16（ともに鉄骨構造）は、ともに解答肢は**難問**ですが、**残り3肢は過去問**です。しかも3肢とも、限界細長比、断面二次半径など「**正確に覚えるのが難しい過去問**」の典型例です。このNo.15とNo.16の結果を見るだけで、**正解できた方は合格と言っても過言ではない**と思います。このような問題が解けるようになることこそ「**合格への道**」と言えます。

・No. 18 肢4は、山形鋼筋かい材の有効断面積は、突出脚の無効部分を除くという過去問の応用問題と言えます。

・新規問題の「積雪後の降雨を考慮した積雪荷重の強化（No. 8 肢3）」は直前演習でも講義でも扱いましたね！

（5）施 工

・施工は、近年、難しい出題が続いています。

・No.13（鉄骨工事）の解答肢は2で、高力ボルト用の孔あけ加工について、過去問で頻出のとおりドリルあけは正しいのですが、「**工事現場**」でのドリルあけは**不可**、という初めての論点からの誤りでした。この**問題の教訓**は、やはり、肢1の**鉄骨製作工場のグレードの順番**であるJ、R、M、H、S（特にRとM。Mは真ん中のM）、肢3の**高力ボルト摩擦面のすべり係数**は0.45以上（一方、溶融亜鉛めっきは0.40以上）、**高力ボルトのねじ山の出**は1山から6山まで（一方、ただのボルトは3山以上）を**正しいと確信**を持てたか、なのです。

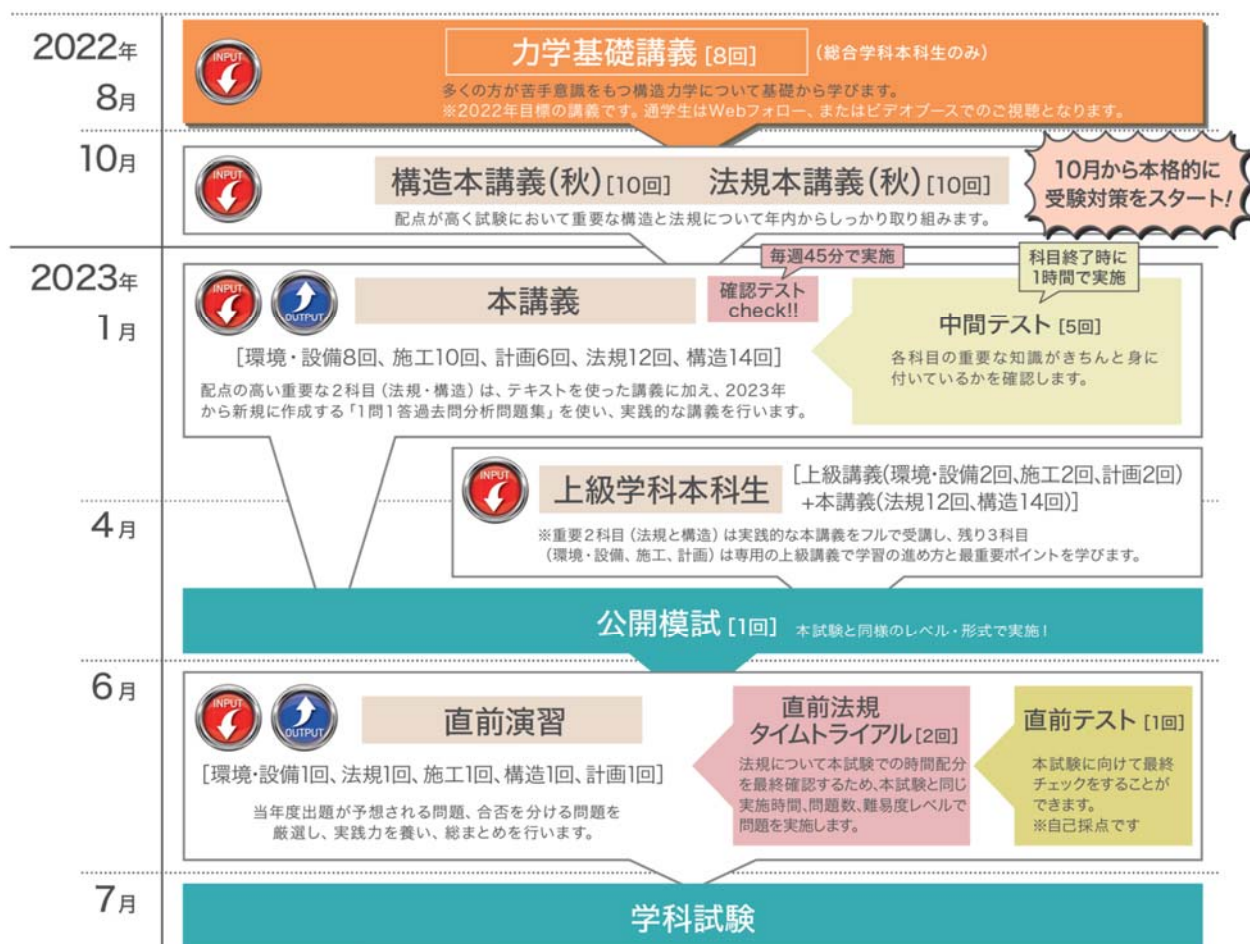
・No. 16 肢1について、「**防水シートは引っ張ると必ず戻るから引っ張らない**（一方、カーペットのグリッパー工法は端部のグリッパーに引っ張って引っ掛ける）」これが比較整理できている必要があります。

・直前演習からたくさん出題されましたね！ スパイラル筋の重ね長さは50d以上（No. 8図の問題）、型枠支保工の鋼材の許容曲げ応力（No. 9）、湿潤養生10N/mm²以上（No. 9）、塩化物イオン量0.30kg/m³（演歌はおっさん）、鉄骨溶接部の表面割れは50mm以上除去、ブローホールなどは20mm以上除去して補修溶接（No. 14）、設計・監理の約款において「委託者の責めに帰することができない事由」による損害賠償は請求できない（一方、業務報酬は請求できる）（No. 25）などなど、本当に数えきれないほど良く当たりました。

Ⅱ. 2023 年合格目標 一級学科対策リニューアルの概要

1. 大幅リニューアルの目的・新カリキュラムの概要

	一所懸命頑張っているけど合格できなかった要因は？	新カリキュラムでの対策
1	「勉強時間が足りなかった」 「毎週、講義範囲の問題集を2回やる時間が取れなかった」 「問題集の実施が足りなかった」	多忙で1日、1週間の時間の制約がある人は学習期間を長くするしかない。
2	「講義を1回聴いただけではよく理解できなかった（特に構造・法規）」	構造・法規は2回転（年内に1回、年明けに1回）。その違いは後述。
3	「講義は理解できるが、いざ問題を解くと分からない」	① アウトプットが少ない → テストを増量 ② 問題解説講義の必要性 → 新規作成の「1問1答過去問分析問題集」を使った講義
4	「講義後のテストは解けるが、1週間経つと忘れている」	講義後のテストは1週間後に実力を確認



2. 総合学科本科生（10 月下旬から）

～10 月下旬から本格的にスタートする絶対オススのコース～

- ・従来のクオリティ、講義時間をほぼそのままに、10 月下旬から構造、法規を本格的にスタートする、**無理、無駄のない**グレードアップしたカリキュラム！
- ・**初受験者**はもちろん、従来の半年間の受験対策では**完全消化**できなかった**受験経験者**にもお奨め！
- ・**アウトプット増量**！ 毎週 45 分（確認テスト）又は 1 時間（中間テスト）実施！
- ・1 回の講義時間を 2.5 時間とすることで、**集中が持続**しやすくなりました！
- ・「**1 問 1 答 過去問分析問題集**」を新規作成！
- ・合否を分ける重要科目である構造、法規は、「本講義(秋)」と「本講義」の**2 期制（2 クール制）**として、**確実にマスター**！

（1）構造、法規の「本講義(秋)」と「本講義」の違い

① 構造「本講義(秋)」

- ・構造の**文章問題対策**について、従来と同等の講義時間を確保し、本試験に対応できる本格的な講義を行います。
- ・構造の**力学対策**について、初受験者や苦手な方は、初受験者でも十分に理解できる講義時間を確保した「**力学基礎講義 全 8 回**」を自分のペースに合わせて**自宅で Web 受講**します。
- ・**構造本講義(秋) 9 回**において、「力学基礎講義」の範囲（**静定構造物**）について、確認のための講義を行います。
- ・**構造本講義(秋) 10 回**において、**不静定構造物**について、従来と同等の講義時間を確保し、本試験に対応できる本格的な講義を行います。

② 法規「本講義(秋)」

最重要の**建築基準法**について、従来と同等の講義時間を確保し、本試験に対応できる本格的な講義を行います。

③ 構造、法規の「本講義」

- ・全範囲を扱います。
- ・基礎的な内容から講義を行いつつ、「講義は理解できるが、いざ問題を解くと分からない」ということがないように、適宜「**1 問 1 答 過去問分析問題集**」を積極的に使い、**具体的な出題のされ方**を確認し、**解説**を行いながら講義を行います。

（2）日程表

（3）講義進捗表（構造・法規）

（4）1 問 1 答 過去問分析問題集のイメージ

【暫定版】下記日程表は変更する場合がございます。あらかじめご了承ください。2022年7月27日版

2023年目標 一級建築士 総合学科本科生 日程表【新宿校】

講義時間		9:30	12:00	13:00	15:30	15:40	16:30
2022年							
10月16日(日)	1	構造本講義秋1		構造本講義秋2		オリエンテーション	
10月23日(日)	2	構造本講義秋3		構造本講義秋4		構造確認秋テスト1.2	
10月30日(日)	3	構造本講義秋5		構造本講義秋6		構造確認秋テスト3.4	
11月6日(日)	4	構造本講義秋7		構造本講義秋8		構造確認秋テスト5.6	
11月13日(日)	5	構造本講義秋9		構造本講義秋10		構造確認秋テスト7.8	
11月20日(日)	6	法規本講義秋1		法規本講義秋2		構造確認秋テスト9.10	
11月27日(日)	7	法規本講義秋3		法規本講義秋4		法規確認秋テスト1.2	
12月4日(日)	8	法規本講義秋5		法規本講義秋6		法規確認秋テスト3.4	
12月11日(日)	9	法規本講義秋7		法規本講義秋8		法規確認秋テスト5.6	
12月18日(日)	10	法規本講義秋9		法規本講義秋10		法規確認秋テスト7.8 (宿題：法規確認秋テスト9.10)	
2023年							
1月8日(日)	11	環境設備本講義1		環境設備本講義2		オリエンテーション	
1月15日(日)	12	環境設備本講義3		環境設備本講義4		環境確認テスト1.2	
1月22日(日)	13	環境設備本講義5		環境設備本講義6		環境確認テスト3.4	
1月29日(日)	14	環境設備本講義7		環境設備本講義8		環境確認テスト5.6	
2月5日(日)	15	施工本講義1		施工本講義2		環境中間テスト	
2月12日(日)	16	施工本講義3		施工本講義4		施工確認テスト1.2	
2月19日(日)	17	施工本講義5		施工本講義6		施工確認テスト3.4	
2月26日(日)	18	施工本講義7		施工本講義8		施工確認テスト5.6	
3月5日(日)	19	施工本講義9		施工本講義10		施工確認テスト7.8 (宿題：施工確認テスト9.10)	
3月12日(日)	20	計画本講義1		計画本講義2		施工中間テスト	
3月19日(日)	21	計画本講義3		計画本講義4		計画確認テスト1.2	
3月21日(火・祝)	22	計画本講義5		計画本講義6		計画確認テスト3.4	
3月26日(日)	23	法規本講義1		法規本講義2		計画中間テスト (宿題：計画確認テスト5.6)	
4月2日(日)	24	法規本講義3		法規本講義4		法規確認テスト1.2	
4月9日(日)	25	法規本講義5		法規本講義6		法規確認テスト3.4	
4月16日(日)	26	法規本講義7		法規本講義8		法規確認テスト5.6	
4月23日(日)	27	法規本講義9		法規本講義10		法規確認テスト7.8	
4月30日(日)	28	法規本講義11		法規本講義12		法規確認テスト9.10	
5月3日(水・祝)	29	構造本講義1		構造本講義2		法規中間テスト (宿題：法規確認テスト11.12)	
5月7日(日)	30	構造本講義3		構造本講義4		構造確認テスト1.2	
5月14日(日)	31	構造本講義5		構造本講義6		構造確認テスト3.4	
5月20日(土)	32	構造本講義7		構造本講義8		構造確認テスト5.6	
5月28日(日)	33	構造本講義9		構造本講義10		構造確認テスト7.8	
6月4日(日)	34	構造本講義11		構造本講義12		構造確認テスト9.10 (宿題：構造確認テスト11.12)	
6月11日(日)	35	構造本講義13		構造本講義14		構造中間テスト (宿題：構造確認テスト13.14)	
6月18日(日)	36	直前演習環境 (2.5時間)		直前演習法規 (3時間)		法規タイムトライアル (1時45分)	
6月25日(日)		公開模試					
7月9日(日)	37	直前演習施工 (2.5時間)		直前演習構造 (3時間)		法規タイムトライアル (1時45分)	
7月16日(日)	38	直前演習計画 (2.5時間)		直前テスト (4.5時間) 13：00～17：30			

講義時間：午前9:30~12:00、午後13:00~15:30 テスト15:40~16:30

直前期：前半9:30~12:00 後半13:00~18:30

【一級建築士 構造本講義】

回数	内 容
1	第1章 建築物に働く力
	第1節 力のつり合い
	第2節 安定・静定
	第3節 静定構造物の反力
2	第2章 静定構造物の応力
	第1節 応力
	第2節 静定ばりの応力計算
	第3節 静定ラーメンの応力計算
3	第4節 静定3ヒンジラーメンの応力計算
	第5節 静定トラス
	第3章 部材の性質と応力度
	第1節 部材の性質
4	第2節 応力度と許容応力度
	第3節 部材の変形（たわみとたわみ角）
	第4節 座 屈
	第4章 不静定構造物
5	第1節 不静定構造物の応力と変形
	第2節 耐震の基本理論
6	第5章 構造設計
7	第1節 荷重・外力
	第2節 構造設計
8	第3節 耐震設計
	第4節 その他の構造計算
	第5節 免震構造と制振構造
	第6節 耐震診断
9	第6章 鉄筋コンクリート構造
	第1節 鉄筋コンクリートの性質
	第2節 部材算定（2. 2：梁の設計まで）
	第2節 部材算定（2. 3：柱の設計から）
10	第3節 コンクリートのひび割れ・耐久性
	第4節 壁式構造関係
	第5節 プレストレストコンクリート造（PRC造）
	第7章 鉄骨構造
11	第1節 鋼材の性質
	第2節 部材の設計
	第3節 接合方法
12	第8章 鉄骨鉄筋コンクリート構造
	第1節 鉄骨鉄筋コンクリート構造
	第2節 鋼管コンクリート構造
13	第9章 木質構造
	第1節 各部構造
	第2節 壁量計算
	第3節 木材の性質
	第4節 部材の設計
	第5節 枠組壁工法（ツーバイフォー工法）
	第6節 大断面建築物
	第7節 日本住宅性能表示基準
14	第10章 地盤と基礎構造
	第1節 地盤の許容応力度
	第2節 基礎構造
	第11章 建築材料
	第1節 セメント・コンクリート
	第2節 金属材料
	第3節 木質材料

【一級建築士 構造本講義(秋)】

【力学基礎講義 自宅Web】

回数	内 容
1	第5章 構造設計
	第1節 荷重・外力
2	第2節 構造設計
3	第3節 耐震設計
	第4節 その他の構造計算
	第5節 免震構造と制振構造
	第6節 耐震診断
4	第6章 鉄筋コンクリート構造
	第1節 鉄筋コンクリートの性質
	第2節 部材算定（2. 2：梁の設計まで）
5	第2節 部材算定（2. 3：柱の設計から）
	第3節 コンクリートのひび割れ・耐久性
	第4節 壁式構造関係
	第5節 プレストレストコンクリート造（PRC造）
6	第7章 鉄骨構造
	第1節 鋼材の性質
	第2節 部材の設計
7	第3節 接合方法
	第8章 鉄骨鉄筋コンクリート構造
	第1節 鉄骨鉄筋コンクリート構造
	第2節 鋼管コンクリート構造
	第9章 木質構造
	第1節 各部構造
	第2節 壁量計算
	第3節 木材の性質
	第4節 部材の設計
	第5節 枠組壁工法（ツーバイフォー工法）
8	第6節 大断面建築物
	第7節 日本住宅性能表示基準
	第10章 地盤と基礎構造
	第1節 地盤の許容応力度
	第2節 基礎構造
9	第11章 建築材料
	第1節 セメント・コンクリート
	第2節 金属材料
	第3節 木質材料
10	第1章 建築物に働く力
	第2章 静定構造物の応力
	第3章 部材の性質と応力度
	第4章 不静定構造物
	第1節 不静定構造物の応力と変形
	第2節 耐震の基本理論

回数	主な内容
1	反力計算
2	片持ち梁の応力
3	単純梁の応力
4	静定ラーメン・3ヒンジラーメンの応力
5	トラスの応力
6	部材の性質
7	応力度・許容応力度
8	変形・座屈

【一級建築士 法規本講義】

【一級建築士 法規本講義(秋)】

回数	内 容	法令集
1	序 法規の学習に当たって	Vol.1
	第2編 建築基準法	
	第1節 用語の定義	
2	第2節 確認申請等の手続き規定	
	第3節 防火関係規定	
3	1. 防火関係用語	
	2. 大規模建築物・特殊建築物の耐火性能	
	3. 防火地域・準防火地域内の規制	
	4. 防火区画	
4	第4節 避難関係規定	
	1. 直通階段等	
	2. 避難階段・特別避難階段等	
	3. 排煙設備・非常用の照明装置・非常用の進入口等	
5	第5節 内装制限等	
	1. 内装制限	
	2. 避難安全検証法	
	3. 耐火性能検証法・防火区画検証法	
	第6節 一般構造規定	
	1. 採光	
	2. 換気	
	3. 石綿等の飛散・発散に対する衛生上の措置	
	4. その他	
	5. 階段	
6	第7節 建築設備・その他	
	1. 建築設備	
	2. 単体規定 その他	
	第8節 構造強度	
	1. 構造方法	
	2. 仕様規定	
	3. 構造計算	
7	4. 荷重及び外力、許容応力度、材料強度	
	第9節 都市計画区域等における制限	
	1. 道路関係の規定	
8	2. 用途制限	
	3. 容積率・建蔽率	
	4. 低層住居専用地域等内の制限	
	5. 建築審査会	
9	6. 斜線制限	
	7. 日影規制	
	8. 補助的地域地区の制限	
	9. 地区計画等の区域	
10	第10節 建築協定	
	第11節 雑則	
	第12節 既存不適格建築物・用途変更	
	第13節 罰則	

回数	内 容	法令集
1	序 法規の学習に当たって	Vol.1
	第1編 建築士法・建設業法	
	第1節 建築士法	
	第2節 建設業法	
2	第2編 建築基準法	
	第1節 用語の定義	
	第2節 確認申請等の手続き規定	
	第3節 防火関係規定	
3	1. 防火関係用語	
	2. 大規模建築物・特殊建築物の耐火性能	
	3. 防火地域・準防火地域内の規制	
	4. 防火区画	
4	第4節 避難関係規定	
	1. 直通階段等	
	2. 避難階段・特別避難階段等	
	3. 排煙設備・非常用の照明装置・非常用の進入口等	
5	第5節 内装制限等	
	1. 内装制限	
	2. 避難安全検証法	
	3. 耐火性能検証法・防火区画検証法	
	第6節 一般構造規定	
	1. 採光	
	2. 換気	
	3. 石綿等の飛散・発散に対する衛生上の措置	
	4. その他	
	5. 階段	
6	第7節 建築設備・その他	
	1. 建築設備	
	2. 単体規定 その他	
	第8節 構造強度	
	1. 構造方法	
	2. 仕様規定	
7	3. 構造計算	
	4. 荷重及び外力、許容応力度、材料強度	
	第9節 都市計画区域等における制限	
	1. 道路関係の規定	
8	2. 用途制限	
	3. 容積率・建蔽率	
	4. 低層住居専用地域等内の制限	
	5. 建築審査会	
9	6. 斜線制限	
	7. 日影規制	
	8. 補助的地域地区の制限	
	9. 地区計画等の区域	
10	第10節 建築協定	
	第11節 雑則	
	第12節 既存不適格建築物・用途変更	
	第13節 罰則	
11	第3編 関係法令	Vol.2
	第1節 都市計画法	
	第2節 消防法	
	第3節 バリアフリー法	
	第4節 耐震改修法	
	第5節 住宅品確法	
	第6節 住宅瑕疵担保履行法	
12	第7節 長期優良住宅法	
	第8節 景観法	
	第9節 土砂災害防止法	
	第10節 建築物省エネ法	
	第11節 建設リサイクル法	

1問1答 過去問分析問題集【イメージ】

理解度 チェック	No.	問題		出題 年度・番号	出題 頻度
		建築士の職責・業務	解説		
□□□	1	一般建築士、二級建築士及び木造建築士は、国土交通大臣の免許を受け、一定規模以上の建築物の設計、工事監理その他の業務を行うに当たっては、公正さ、誠実さが求められる。	一般建築士は国土交通大臣の免許、二級建築士及び木造建築士は都道府県知事の免許を受け、一定規模以上の建築物の設計、工事監理その他の業務を行う者で、常に品位を保持し、業務を行うに当たっては、公正さ、誠実さが求められる。	H2401 -1	
□□□	2	建築士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、建築物の質の向上に寄与するように、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。	士法2条の2により、建築士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、建築物の質の向上に寄与するように、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。	H2701 -1 H2301 -1	★★
□□□	3	建築士は、違反建築物の建築等の法令違反行為について、指示をする、相談に応じる等の行為をしてはならない。	士法21条の3により、建築士は、違反建築物の建築等、建築基準法や建築物の建築に関する他の法律又はこれらに基づく命令や条例の規定に違反する行為について指示をし、相談に応じ、その他これらに類する行為をしてはならない。	R0201 -3	
□□□	4	一般建築士、二級建築士及び木造建築士は、設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない。	一般建築士、二級建築士及び木造建築士は、設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない。建築士法22条。また、建築士事務所所属する建築士は、3年ごとの建築士定期講習が義務付けられている。建築士法22条の2。	H2401 -4	
□□□	5	工事監理業務においては、一般に、民法における「善良な管理者の注意義務（善管注意義務）」が求められている場合には、監理業務委託契約書に明記されていないことも過失責任が問われることがある。	工事監理業務においては、一般に、民法における「善良な管理者の注意義務（善管注意義務）」が求められており、この義務を怠り損害が生じた場合には、契約書等にも明記がなくとも過失責任が問われることがある。	R0118 -4 H2718 -3	★★
□□□	6	「コンプライアンス」は、一般に、「法令遵守」と訳され、法令・条例等の遵守を含む。	「コンプライアンス」とは、法令遵守と訳され、特に、企業活動において社会規範に反することなく、公正・公平に業務遂行することといい、法令・条例等の遵守に加えて企業倫理等の遵守も含む。	H2801 -4	
□□□	7	「アカウンタビリティ」は、一般に、業務や研究活動についての「説明する責任」のことをいう。	「アカウンタビリティ」とは、社会の了解や合意を得るために、業務や研究活動の内容について対外的に「説明する責任」のことをいう。	H2801 -1	
□□□	8	「談合」とは、一定の利益を業界全体にもたらすことを目的とするもので、同業種の業者が資本を結合し、共同企業体を設けることも含む。	「談合」とは、競争入札の際に、複数の入札参加者が前もって相談し、入札価格や落札者などを協定しておくことをいう。私法上は談合罪の適用がある。	H2801 -2	
□□□	9	「公益通報」には、通報先や状況によって、「内部通報」、「行政機関への通報」及び「外部通報」の三つの種類がある。	「公益通報」とは、労務提供先（勤務先）で不正が行われていることを通報することを行い、いわゆる内部告発である。通報先によって「内部通報」「行政機関への通報」「外部通報」の三つの種類がある。なお、公益通報者（内部告発者）を解雇等の取扱いから保護するために公益通報者保護法が施行されている。	H2801 -3	
□□□	10	「公益確保の責務」は、技術者の倫理的義務の一つであり、「公衆の安全、健康及び福利を最優先に考慮すること」をいう。	「公益確保の責務」は、技術士法に、「技術士又は技術士補は、その業務を行うに当たっては、公衆の安全、健康の保全その他の公益を害することのないよう努めなければならない。」と定められている。また、建築士も同様に、業務遂行にあたって、公共の安全、環境の保全その他の公益を害することのないよう努めなければならない。	H2901 -1	
□□□	11	「リスクマネジメント」は、危険の領域から派生した概念で、近年では、一般に、「倫理観の欠如」と訳され、企業等が節度なく利益を追求する状態をいう。	「リスクマネジメント」は、リスクを組織的に管理し、起こりうるであろう損失、または不利益を被るリスクの回避または低減を図る一連の活動を指す。BCP（事業継続計画）もこの活動の一つとして位置づけられる。リスクマネジメントは、危機事態が生じる前に実施するものであり、危機事態が生じた後に実施するものではない。	H2901 -2	
□□□	12	「モラルハザード」は、保険の領域から派生した概念で、近年では、一般に、「倫理観の欠如」と訳され、企業等が節度なく利益を追求する状態をいう。	「モラルハザード」は、倫理観や道徳的節度がなくなり、社会的な責任を果たさないことを意味する言葉である。本来は保険用語で、保険をかけてあるからと故意や不意で事故を起こしてしまう危険性を意味したが、経済全般での倫理の欠如による行為、さらに経済以外の領域にも拡大して使われている。なお、ハザードとは危険性という意味である。	H2901 -3	
□□□	13	「不遵守行為」は、個人及び組織を含めて意図的に法令や条例等に従わない行為をいう。	「不遵守行為」は、個人及び組織を含めて意図的に法令や条例等に従わない行為のことである。逆に「コンプライアンス」は法令遵守・倫理遵守・社会貢献の意味も持つ。	H2901 -4	
□□□	14	建築士は、建築士事務所としての登録を受け、他人の求めに応じ、報酬を得て、設計又は工事監理の業務を行ってはいない。	建築士は、建築士事務所としての登録を受け、他人の求めに応じ、報酬を得て、設計又は工事監理の業務を行ってはいない。	H2618 -4	★★★
□□□	15	建築士は、他人の求めに応じ報酬を得て、建築物に関する調査及び鑑定のみを業として行う場合であっても、建築士事務所を開設して業務を行う必要がある。	建築士は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計等を業として、設計、工事監理の調査及び鑑定のみを業として行う必要がある。「設計等」には、設計、工事監理のほか、建築物に関する調査、鑑定のみも含まれる。	H2301 -2	★★★
□□□	16	建築士は、他人の求めに応じ報酬を得て、建築物に関する調査及び鑑定のみを業として行う場合、建築士事務所所属せず業務を行うことができる。	建築士は、他人の求めに応じ報酬を得て、建築物に関する調査及び鑑定のみを業として行う場合、建築士事務所所属せず業務を行うことができる。	R0201 -2	★★★

3. 学科本科生（1月から） ～年明けから始まるベーシックコース～

4. 上級学科本科生（3月から）

～「あと10点足りなかった」「問題集を解けばだいたい分かるけど、
理解が必要な法規と構造はしっかり講義を聴きたい」方向けコース～

- ・ **重要2科目（法規・構造）**は、本講義でしっかりと**基本から実践まで全範囲**について漏れなく講義を行います。
- ・ **残り3科目（環境・施工・計画）**は、**専用の上級講義**（3科目各2回）で、**学習の進め方、最重要ポイント**を講義します。
- ・ 環境・施工・計画については、自分で問題集を解けば分かるという、実力がある受験経験者のための、少しでも安い受講料で合格できるコースです。
- ・ 総合学科本科生、学科本科生を開講している**全教室で開講**します。

Ⅲ. 合格への道

1. 講義をすべて聴いて、本試験日までに問題集（過去 10 年分※）の 9 割を正解できるようにすれば、合格できる！

※過去 10 年分以前でも「計画」の実例など、重要な問題は厳選して掲載しています。



2. 科目ごとの基準点・目標点

★ポイントは、「法規と構造で最低 45 点・目標 50 点を取る」こと！

科目	出題数	科目基準点	合格最低条件		目標	
			得点	得点率	得点	得点率
計画	20	11	14	70%	16	80%
環境	20	11	14	70%	16	80%
法規	30	16	24	80%	26	87%
構造	30	16	21	70%	24	80%
施工	25	13	17	68%	18	72%
合計	125	67	90	72%	100	80%

1、2年前はほとんど出ない

1、2年前も出る

暗記系科目
新規問題多い

ただし、
合否の差が
付くのは
過去問です。

3. 出来ない問題を絞り込んでいく学習

- ・肢ごとに理解度を明確にして、出来ない問題を絞り込んでいく学習をする。
- ・出来ない問題に設問肢ごとに(✓□☑☒)やフセンなどを立てる。

2 回目以降のチェックの一例

- ✓1. → 2 回目で理解した。
- ✓□2. → 2 回目で理解できず、3 回目で理解できた。
- ☑3. → 3 回目でも理解できない。
- ✓4. → 理解したはずが、理解できていなかった。

4. 知識を整理するための「まとめノート」を作る。

- ・作るタイミングは、問題集を3回解いた頃が有効。
- ・「覚えられないもの」「なんか逆な気がするもの」などの項目でまとめるのも有効。
- ・後で自分が何を書いたのか分からなくなった時のために、テキスト页数や問題集の出題年度・番号・肢などをメモしておくが良い。(テ p 121、H30182、確 2-13)

Date	
細長比入	木 柱 150 以下 (構造耐力上主要な部分)
円筒変形角	鋼 梁(柱以外) 250 以下 $\frac{1}{200}$ ($\rho=0.2$ 計算) 柱 200 以下 $\frac{1}{120}$ (構造耐力上主要な部分の変形によって建築物に著しい損傷を生じるおそれがない場合)
たわみ	$\frac{1}{250}$ ALC スライド構法 カバープレート工法

Date	
スライド構法: ベースプレート下地とコンクリート の間に生じる「セリ」と「アカーボ」の防止 断り材」のうろたえ	0
非常用進入口開閉	40mm/T
地下1階 歩行通路	90mm/T
非常用EV 充電器	60mm/1p
温度センサー (LED 照明)	自然発熱 LED 照明: 70℃ 以下

5. TAC施工テキスト「付録」の例

付録2. 材料の保管における縦置き・横置き

(1) ロール状の材料の保管

- ・ロール状の材料は、原則、縦置き。
- ・ロール状で横置きなのは、ロールカーペットだけ(2～3段の俵積み)。
ロールカーペットは長いので倒れると危険。また、巻き癖も取りやすい。

		テキスト頁	出題
アスファルトルーフィング	縦置き	278	H3003
壁紙	縦置き	348	H2103
ビニル床シート	縦置き	350	H15
ロールカーペット	横置き(2～3段)	353	H2303
(参考) タイルカーペット	横置き(5～6段)	353	H2803

6. TAC建築士講師室ブログ「井澤式 建築士試験 比較暗記法・実例暗記法」の活用

<http://kentikushi-blog.tac-school.co.jp/>

「合否を分ける問題の宝の山！」です！

2016年07月21日

井澤式 建築士試験 比較暗記法 No.352(降伏比・幅厚比・細長比)



井澤です

■問題 1

降伏比の小さい鋼材を用いた鉄骨部材は、一般に、塑性変形能力が小さい。（一級構造：平成26年No. 29）

■問題 2

鉄骨構造のラーメン構造において、靱性を高めるために、塑性化が予想される柱又は梁については、幅厚比の大きい部材を用いる。（一級構造：平成25年No. 16）

■問題 3

有効細長比 λ が小さい筋かい($\lambda=20$ 程度)は、有効細長比 λ が中程度の筋かい($\lambda=80$ 程度)に比べて変形性能が高い。（一級構造：平成22年No. 16）

■解答

問題 1 誤。

問題 2 誤。

問題 3 正。

さっそくポイントを確認しましょう。

——ポイント——

鉄骨構造で出てくる次の3つの「比」は、
すべて小さいほど塑性変形能力が高い。

- ・ 降伏比
 - ・ 幅厚比
 - ・ 細長比
-

3つの「比」を覚える語呂合わせ

「幸 福 は細く長く」

降伏比 幅厚比 細長比

それでは、それぞれ少しだけ詳しく説明しましょう。

■降伏比

降伏比（降伏強度／引張強度）が小さいほど、降伏してから最大強度（＝引張強度）までの余裕があり、塑性変形能力が大きくなります。

■幅厚比

幅厚比（幅／厚）が小さいほど、薄っぺらくなくなり（ピンと来なかったら絵を描いて！）、局部座屈が生じにくくなり、塑性変形能力が大きくなります。

■細長比

細長比（座屈長さ／断面二次半径）は、文字通り、細長さを表すので、細長比が小さいほど、細長くなくなります。すると、座屈が生じにくくなり、塑性変形能力が大きくなります。（座屈は抵抗力が急激に低減します。）

塑性変形能力についても確認しておきましょう。

——ポイント——

「靱性が高い」＝「粘り強い」＝「塑性変形能力が高い」＝「変形能力が高い」

すべて、同じ意味です。

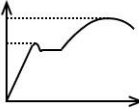
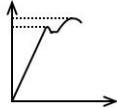
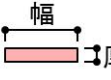
すべて、降伏後に抵抗力が急激に低減することなく、塑性域でも変形し続ける能力が高い、という意味です。

ついでに次のことも確認しておきましょう。

——ポイント——

一般に、**A B比**と言えば、**A／B**です。

- ・幅厚比は、幅／厚
- ・径厚比は、径／厚（鋼管の場合）
- ・水セメント比は、水／セメント（質量比）
- ・セメント水比は、セメント／水（質量比）

降伏比・幅厚比・細長比			
幸福は細く長く		小	大
	降伏比 (P241)	 靱性が高い 良	
	幅厚比 (P254)	 局部座屈しにくい 靱性が高い 良	
	細長比 (P252)	 座屈しにくい 靱性が高い 良	

Copyright© 2012- TAC Co.,Ltd. All Rights Reserved.